

面会規程

一般財団法人広島結核予防協会住吉浜病院

第1条 目的

1. 本規程は、入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳を保持するとともに、家族等との交流を通じて、患者が当院での安らかな療養が継続できるよう支援することを目的とする。

第2条 基本方針

1. 当院は、患者と家族等との交流が療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げないものとする。

第3条 面会の実施

1. 面会は、患者の病状や安静を妨げない範囲で、原則として広く受け入れるものとする。
2. 面会時間は原則として毎日 8:00～17:00 とし、面会時間は1回あたり 30 分程度とする。
3. 面会場所は、原則として食堂または病室内とする。

第4条 面会の制限

1. 新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大や、病院職員に多数の感染者が発生した場合など、病院長が面会を制限する必要があると判断した場合に限り、面会時間・人数等の一時的な制限または一時的な面会の停止を行う事がある。
2. 前項の制限は必要最小限とし、状況の変化に応じて速やかに制限の解除を検討する。

第5条 面会中の禁止事項

1. 面会中は次の行為を禁止する。
 - (1) 病棟内での飲食
 - (2) 食事制限のある患者に対する飲食物の差し入れ
 - (3) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
 - (4) 他の患者等への無断の写真撮影、録音及び SNS への投稿
 - (5) 宗教団体への勧誘、文書配布
 - (6) その他、病院職員の指示に従わない行為

第6条 面会の特例

1. 次の場合には、第3条第2項の規程にかかわらず時間外面会を認めることがある。
 - (1) 病状説明
 - (2) 終末期
 - (3) 都合により面会時間内に来院できない場合
 - (4) その他、病院が必要と判断した場合

第7条 周知及び公開

1. 本規程は、入院患者及びその家族に対して十分に周知されるよう、病棟内の見えやすい場所に掲示し、当院のホームページ上にて公開する。

第8条 規程の見直し

1. 本規程は、社会情勢や感染症の発生状況、患者・家族の意向等を踏まえ、定期定期に見直しを行うものとする。

本規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する